

第3 「神戸市ぽい捨て及び路上喫煙防止に関する条例」に基づく路上喫煙禁止地区の指定について（JR三ノ宮駅北口周辺）

1. 指定理由・背景

西日本旅客鉄道株式会社（以下「JR」）の三ノ宮駅南口周辺については、平成20年4月に「三宮・元町地区」として、「神戸市ぽい捨て及び路上喫煙防止に関する条例」に基づく路上喫煙禁止地区に指定した。

一方、JR三ノ宮駅北口周辺については、平成28年4月にJRによって喫煙所が設置され、周辺でのぽい捨てや路上喫煙の防止に一定の効果があったが、平成31年3月の兵庫県「受動喫煙の防止等に関する条例」の改正により、建物等への出入り、待合いなど人が相互に近接する利用が想定される場所に対する規制が強化されたことに伴い、受動喫煙防止措置を講じる必要が生じた。

健康局と環境局を中心に、JR三ノ宮駅北口広場の土地所有者であるJRと協議した結果、当該喫煙所を撤去するとともに、JR三ノ宮駅北口周辺を新たに路上喫煙禁止地区に追加指定することで、路上喫煙の防止と美しいまちづくりの推進を図る。

2. スケジュール

- 6月下旬～ 禁止地区指定の広報、マナー啓発キャンペーンの実施、美化啓発員による巡回指導
- 7月20日 JR三ノ宮駅北口喫煙所の撤去
- 翌21日 路上喫煙禁止地区指定、路上喫煙指導員による巡回指導開始

3. 路上喫煙禁止地区指定エリア



＜参考＞

「神戸市ぼい捨て及び路上喫煙の防止に関する条例」では、市内全域における、ぼい捨ての禁止と路上喫煙をしない努力義務を規定しており、特に美化を推進する必要がある区域を「ぼい捨て防止重点区域」に指定し、この重点区域内において、路上喫煙による市民の身体及び財産への被害が特に発生するおそれがあると認める地区を「路上喫煙禁止地区」に指定している。

○「神戸市ぼい捨て及び路上喫煙の防止に関する条例」の概要

| 区域 | 市内全域 | | |
|------|--|-----------------------------|--|
| | ぼい捨て防止重点区域 | 路上喫煙禁止地区 | |
| 規制内容 | 空き缶等のぼい捨て禁止 | | |
| | 路上喫煙をしない努力義務 | 路上喫煙禁止 (違反の場合は1,000円の過料) | |
| 広報啓発 | 広報紙、ホームページ、啓発看板・ポスター等による広報啓発、啓発イベントの開催 | | |
| | 地域との協働による重点啓発キャンペーンの実施 | | |
| | 啓発員による巡回啓発活動 | | |

【ぼい捨て防止重点区域指定要件】

- * 不特定多数の人が集まり、啓発効果や区域外への波及効果が期待できる区域
- * 継続的かつ熱心な美化活動の取り組みがある区域

【路上喫煙禁止地区指定要件】

- * 重点区域内で、路上喫煙による身体および財産への被害が特に発生する恐れがある地区

○ぼい捨て防止重点区域(33か所)

| 区 | 区域名 | 指定年 | 区 | 区域名 | 指定年 |
|---------|-------------------------|--------|-----|-------------|--------|
| 東灘区 | 岡本駅周辺 | H11.7 | 兵庫区 | 兵庫駅周辺 | H13.1 |
| | 阪神御影駅周辺 | R1.6 | | 湊川公園駅・湊川駅周辺 | R1.6 |
| | JR住吉駅周辺 | R1.6 | 北区 | 鈴蘭台駅周辺 | H13.1 |
| | 六甲アイランド地域 | R1.6 | | 有馬町周辺 | H14.6 |
| 灘区 | 灘駅北 | H13.1 | 長田区 | 西鈴蘭台駅周辺 | H23.3 |
| | 灘駅南 | H30.6 | | 岡場駅・田尾寺駅周辺 | H24.6 |
| | 六甲道駅周辺 | H16.6 | 須磨区 | 長田神社前商店街 | H13.1 |
| | 阪急六甲駅周辺 | H20.3 | | 新長田駅北 | H20.3 |
| 中央区 | フラワーロード ^(注1) | H9.6 | 須磨区 | 須磨海岸周辺 | H11.7 |
| | 北野・山本 | H9.6 | | 板宿駅周辺 | H30.6 |
| | 三宮東 | H10.6 | | 名谷駅周辺 | H30.6 |
| | 元町・南京町 | H10.6 | | 妙法寺駅周辺 | R1.6 |
| | 旧居留地 | H10.12 | 垂水区 | 垂水駅周辺 | H11.4 |
| | 三宮センター街周辺 | H11.4 | | 舞子駅周辺 | H11.4 |
| | 三宮北 ^(注2) | H15.5 | 西区 | 西神中央駅周辺 | H10.12 |
| | 神戸空港 | H18.2 | | 学園都市駅周辺 | H27.11 |
| ハーバーランド | H20.3 | | | | |

○路上喫煙禁止地区(3か所)

- ・「三宮・元町地区」(H20.4 指定, H28.12.1 東遊園地, H29.12.1 サンキタ周辺を追加指定)
- ・「六甲道駅周辺地区」(H23.10 指定)
- ・「須磨海水浴場・須磨海浜公園地区」(H25.7 指定) ※海水浴期間中のみ